

6 資号外
令和 7 年（2025 年）2 月 27 日

一般社団法人長野県電設業協会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

低濃度 PCB 廃棄物処理等の支援事業について（お知らせ）

長野県の廃棄物行政の推進に御協力をいただき、感謝申し上げます。

同封のチラシのとおり、中小企業（個人事業主を含む。）の低濃度 PCB 廃棄物に係る分析費・処理費に対する支援事業が、令和 7 年 4 月 1 日から開始されますのでお知らせします。

支援事業に御質問がある場合は、下記の公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団にお問い合わせください。

＜支援事業の問合せ窓口＞

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

電話 : 098-995-7100（令和 7 年 3 月 1 日開設予定）

メール : joseikin@sanpainet.or.jp

（問合せ先）

担 当 資源循環推進課廃棄物政策係 篠田

電 話 026-235-7165

E-mail pcb@pref.nagano.lg.jp

低濃度PCB廃棄物処理施設の一覧

(令和6年9月2日現在)

処理の方法が「焼却」の施設を掲載しています。施設の最新情報や処理の方法が「焼却」以外の施設については、環境省HP「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」のページをご確認ください。

事業者名 問合せ先	設置場所	廃棄物の種類 (微量 PCB 廃電気機器等・ 低濃度 PCB 含有廃棄物)				事業者名 問合せ先	設置場所	廃棄物の種類 (微量 PCB 廃電気機器等・ 低濃度 PCB 含有廃棄物)				
		廃油	トランスオイル等	その他汚染物	処理物			廃油	トランスオイル等	その他汚染物	処理物	
JX 金属若小牧ケミカル株式会社 0144-56-0231	北海道	●	●	●	●	環境開発株式会社 076-244-3132	石川県	有	●	●	●	●
東京鐵鋼株式会社 0178-28-9191	青森県	●	●	●	●	株式会社大洋サービス 053-447-4640	静岡県	有	●	●	●	●
エコシステム小坂株式会社 03-6847-7011	秋田県	有		●	●	DINS 関西株式会社 072-243-6335	大阪府		●		●	●
エコシステム秋田株式会社 (受付) エコシステムジャパン(株) 東北営業部 0186-46-1500	秋田県		●	●	●	神戸環境クリエイト株式会社 078-651-5060	兵庫県		●		●	●
ユナイテッド計画株式会社 018-877-3027	秋田県	有	●	●	●	株式会社ジオレ・ジャパン 06-6411-3690	兵庫県		●			
株式会社クレハ環境 0246-63-1231	福島県	有	●	●	●	三光株式会社 0859-44-5367	鳥取県	有	●	●	●	●
日重環境株式会社 0277-73-0194	群馬県	有	●	●	●	株式会社富士クリーン 087-878-3111	香川県	有	●	●	●	●
群桐エコー株式会社 0276-55-0500	群馬県	有	●	●	●	オオノ開発株式会社 089-976-1234	愛媛県	有	●	●	●	●
杉田建材株式会社 0436-96-1311	千葉県	有	●	●	●	光和精鉛株式会社 093-872-2100	福岡県		●	●	●	●
エコシステム千葉株式会社 (受付) エコシステムジャパン(株) 関東営業部 0438-60-7175	千葉県	有	●	●	●	三池製錬株式会社 0944-53-7262	福岡県				●	●
J&T 環境株式会社 045-505-7949	神奈川県		●	●	●	三重中央開発株式会社 0595-20-1631	三重県		●		●	●
株式会社富山環境整備 076-469-5356	富山県	有	●	●	●	エコシステム山陽株式会社 (受付) エコシステムジャパン(株) 西部営業部 0868-62-1341	岡山県		●	●	●	●

●処理可能

無害化処理認定施設

無害化処理認定施設

許可施設

★低濃度PCB廃棄物とは？

PCB 濃度が 0.5mg/kg (=ppm) を超え 5,000mg/kg (=0.5%) 以下の電気機器等（塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性の PCB 汚染物は 100,000mg/kg (=10%) 以下）が該当した廃棄物を指します。詳しくは環境省の低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイトに記載されていますので、ご確認ください
http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/



中小企業(個人事業主を含む)の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

令和7年4月1日から助成が開始されます

低濃度PCBに汚染された廃棄物は令和9年3月31日までに保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。



詳細は裏面へ！

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL : 098-995-7100 (3月1日 開設予定)

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時(祝日年末年始を除く。)

mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

助成金申請について

申請書類は産業廃棄物処理事業振興財団のHPからダウンロードできます。HPの提出書類のページまたは「助成金交付申請の手引き」でご確認ください。

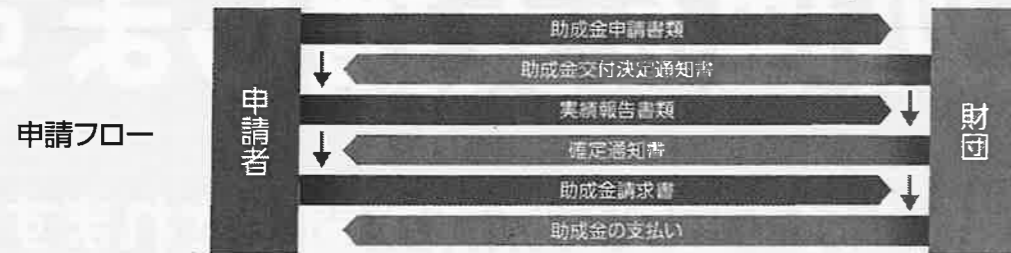
ご注意!

PCBの分析及び処理の実施は、交付決定通知書を受領した後に実施してください。
交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。

申請の際は、必ず「助成金交付申請の手引き」をご参照ください！ URL: <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

申請書受付期間

令和7年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日（ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止します。）



助成対象者

1. 中小企業者^{※1}

・会社（株式・有限・合資・合名・合同）

- 表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社（ただし、1又は2者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）が保有する株式又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（みなし大企業者）は、大企業者として取り扱い、対象外となります。）
- みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係^{※2}がないこと
- 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係^{※2}がないこと

※1 清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。

※2 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。

・個人事業主 下記の表において業種ごとに定められる従業員数(B)の要件を満たす個人事業主

表1

主たる業種 ^{※3}	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数 ^{※4}
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧その他	3億円以下	300人以下

※3 業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。（例：前期決算において製造部門よりもサービス部門の売上が大きい場合にはサービス業として判定します）

※4 常時使用する従業員の数は事業者としての全体の数字です。事業場（支社、工場等）のものではありません。（例：処理対象物を保管する工場の常時使用従業員数が基準の数以下であっても、本社及び他の工場等の従業員数の合計が基準の数を上回っていれば対象外となります）

・中小企業団体等 下記の表に定められる中小企業団体等

表2

中小企業団体の基準	
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）	特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

2. 法人（会社、中小企業団体等を除く）

- 常時使用する従業員の数^{※4}が100人以下の法人
- 常時使用する従業員数が、表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人^{※5}。

※5 例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員数が100人以下の法人が対象となります。

3. 個人

- 解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
- 何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- 破産者（破産管財人）

分析費の助成について

●助成対象経費

低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器（高濃度PCB及び安定器を除く。）に使用されている絶縁油及び電気機器由来のPCBが染み込みまたは付着したおそれのある木くずやウエス等の汚染物が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析^{※6}に要する経費。

※6 告示で示された検定方法や環境省が監修するマニュアル・ガイドラインに基づくものに限る。
(消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。)

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※7}。なお、1検体あたり10,000円を限度額とする。

※7 その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。

処理費の助成について

●助成対象経費

- 収集・運搬（積み込み・積み下しを含む）に要する経費
- 漏えい防止措置に要する経費
- 処分に要する経費
(消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。)

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※8}。

なお、「収集・運搬（積み込み・積み下しを含む）に要する経費」及び「漏えい防止措置に要する経費」の助成金は表3に掲げる額を限度額とし、「処分に要する経費」の助成金は、表4に掲げる標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額の2分の1の額を限度額とする。

※8 その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額

表3

種類	限度額	
収集・運搬（積み込み・積み下しを含む） ^{※9}	低濃度PCB汚染廃電気機器	192,500円/台
	小型機器・その他（ドラム缶）	75,000円/缶
	小型機器・その他（ペール缶）	73,500円/缶
漏えい防止措置 ^{※10}	50,000円/台・式	

※9 低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、その種類ごとの額を合計した額を助成限度額とする。

※10 漏えい防止措置が必要な低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

表4

種類	標準処分単価
低濃度PCB汚染廃電気機器 ^{※11}	1,000円/kg
低濃度PCB含有廃油	200円/kg
その他汚染物 ^{※12}	900円/kg

※11 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断器、リアクトル等。

※12 ドラム缶又はペール缶に収納された汚染物。ウエス、塗膜くず等。

★PCB処理でお困りごとはありませんか？

PCB保管事業者の皆様が抱える様々な課題を抽出し、運搬方法・処理先の選定のご提案や助成金申請のお手伝いまで、親切丁寧にご対応いたします。お問い合わせは、下記の協会事務局又はお近くの会員企業へご連絡下さい。

【問合せ先】一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会（JPTA）Tel：03-6206-9552

〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目11番6号喜助内神田ビル7階
FAX：03-6206-0534 E-mail：info@pcb.or.jp HP：http://www.pcb.or.jp/

